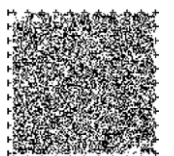


第 1 章 計画の基本的事項



第1節 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

背景

我が国においては、昭和56年の「国際障害者年^{*1}」を契機として、国際的な動向や我が国独自の事情を踏まえて、障害者の自立と社会参加の実現に向けた施策を計画的に推進してきました。

近年では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を制定し、障害者の権利擁護を推進しています。

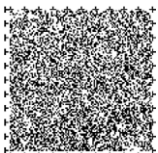
障害福祉に関する制度としては、平成15年度に導入された「支援費制度」によって、障害福祉サービスの提供が利用者と事業者間の契約に基づいて行われることになり、利用者の自己決定に基づきサービスの利用ができるようになりましたが、同時に新たな課題も生じました。そのため、平成18年度に「障害者自立支援法」が施行され、障害種別（身体、知的、精神等）によらず一体的な制度の下での対応に変更されました。

趣旨

本市においては、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体化した「所沢市障害者支援計画」を障害者施策の基本指針として、平成20年度の第1次所沢市障害者支援計画の策定から、市の取組や諸計画の理念を踏まえ、施策を推進してきました。

本計画は、第4次所沢市障害者支援計画（平成30年度～令和2年度）の基本理念を継承しつつも、所沢市を取り巻く状況を踏まえ、「共生社会^{*2}」の実現を目指し、本市における障害者施策を総合的に推進するために策定するものです。

2



*1 **国際障害者年**……国連が障害者権利宣言の趣旨（尊厳、平等、社会参加）に基づき、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」と宣言したもの。「完全参加と平等」の促進を目的としている。

*2 **共生社会**……全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。障害者基本法では、国民の責務として、国民は、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない旨を定めている。

2. 近年の障害者施策の動向

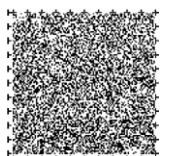
昨今の障害者施策に関する国の動向として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム^{*1}の構築」や「地域共生社会^{*2}の実現」等の分野横断的な取組も求められています。

● 近年の主要な障害者施策の動向

年	主要な障害者施策の動向
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法の施行（4/1 施行） <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ・合理的配慮の提供義務 ○成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（5/13 施行） ○ニッポン一億総活躍プランの策定（6/2 閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援 ・地域共生社会の実現 ○児童福祉法の改正（6/3 施行） <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児に対する各種支援の連携 ○発達障害者支援法の改正（8/1 施行） <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の整備 ・支援に資する情報共有の促進
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業・支援事業」創設
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法の改正（4/1 施行） <ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助、就労定着支援の創設 ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ○児童福祉法の改正（4/1 施行） <ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型児童発達支援の創設 ・保育所等訪問支援の支援対象の拡大 ・障害児福祉計画の策定 ○障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（4/1 施行）（障害者雇用促進法） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用の算定基礎に精神障害者を追加 ・法定雇用率の引き上げ ・障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務の規定 ○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（6/13 施行）
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ○農福連携等推進ビジョンの策定 <ul style="list-style-type: none"> ・農福連携の推進に関する課題 ・「農」「福」各分野への展開
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用促進法の改正（4/1 施行） <ul style="list-style-type: none"> ・公務部門における障害者活躍推進計画策定の義務化

*1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム……精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム。

*2 地域共生社会……制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。



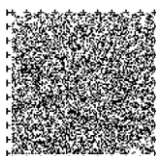
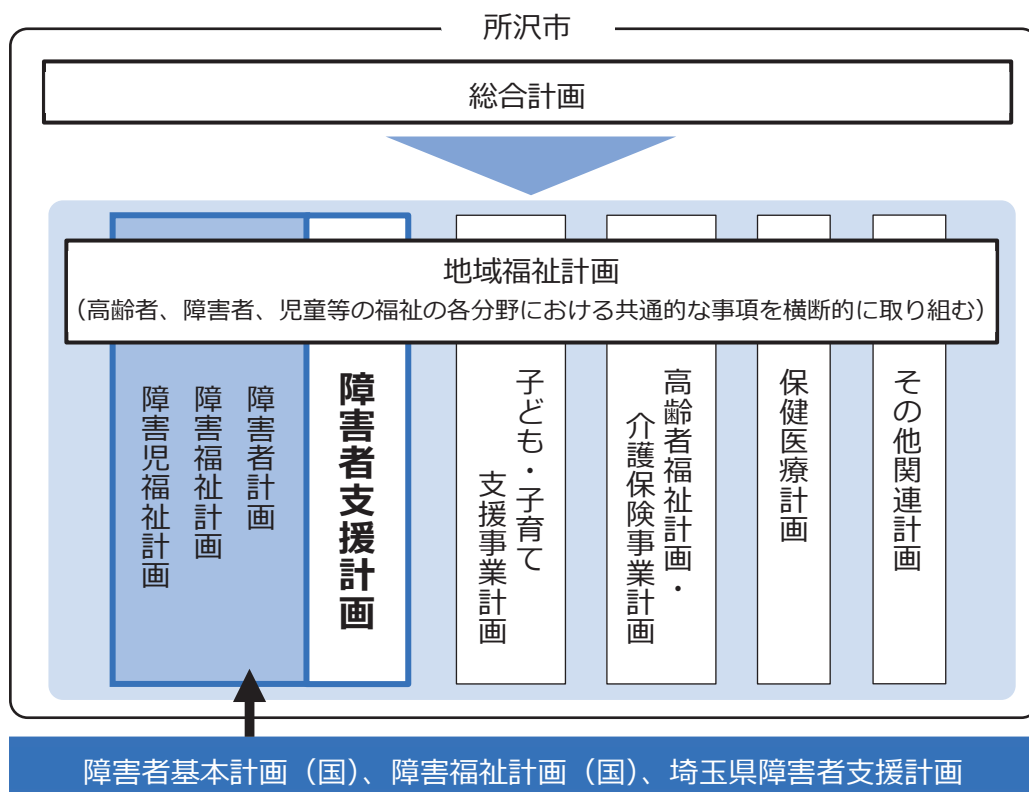
3. 計画の性格と位置づけ

所沢市障害者支援計画は、「所沢市障害者計画」と「所沢市障害福祉計画」、「所沢市障害児福祉計画」を一体化したものです。

所沢市障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」であり、障害者の保健・医療・福祉・教育・就労・まちづくり等に関する計画として位置付けられています。

所沢市障害福祉計画と所沢市障害児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定められている「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第 33 条の 20 に定められている「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制の整備に関する実施計画として位置付けられています。

所沢市障害者支援計画は、「所沢市総合計画」を上位計画に位置付け、国や埼玉県の計画、「所沢市地域福祉計画」等と整合性を保ちながら、所沢市の障害者施策の基本方針と施策展開の方向性を明らかにするものです。



4. 計画の期間

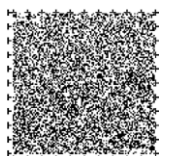
この計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とし、計画最終年度に次期に向けた見直しを行います。



5. 計画の対象

この計画は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。以下同じ。）、難病等があり、日常生活や社会生活において支援を必要とするすべての人を対象とします。

身体障害	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、心臓機能障害等、身体上の障害がある状態。
知的障害 (精神発達遅滞)	発達期に発症し、概念的、社会的、実用的な領域における知的機能と適応機能両面の欠陥を含む障害のこと。
精神障害	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質、その他の精神疾患を有するもの。
発達障害	脳の機能的な問題が関係して生じる疾患であり、日常生活、社会生活、学業、職業上における機能障害が発達期にみられる状態。
高次脳機能障害	脳損傷に起因する認知障害全般を指し、この中にはいわゆる単症状としての失語・失行・失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的障害などが含まれる。
難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。



6. 計画の振り返り

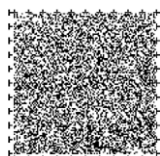
(1) 第4次所沢市障害者支援計画の実施期間における所沢市の主な取組

平成30年7月、障害者の自立と社会参加を妨げる社会的障壁*1の除去の推進を目的とする「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行しました。これに伴い、民間事業者等に対し、同条例の趣旨や障害者への適切な対応について周知啓発を行う「出前講座」を実施するとともに、事業所や店舗等において、障害者のために行う、段差の解消や意思疎通支援用具の導入に係る費用に対して補助を行う「社会的障壁の除去推進事業」を開始するなど、ハードとソフトの両面に対する働きかけを行いました。

また、第4次所沢市障害者支援計画に整備目標が掲げられている地域生活支援拠点*2の整備について、以下の5つの機能の充実を図りました。

- 所沢市基幹相談支援センターに緊急連絡先を開設するとともに、同センターに地域生活支援コーディネーターを配置しました。(相談)
- 市内障害者支援施設との間で緊急時の受入・対応に関する委託契約を締結しました。(緊急時の受け入れ・対応)
- 障害福祉サービス等に係る事業所等の関係者間において、体験の機会・場の整備に関する協議を進めています。(体験の機会・場)
- 所沢市自立支援協議会において、事業所向け研修会を実施するとともに、関係者間での協議を進めています。(専門的人材の確保・養成)
- 所沢市自立支援協議会において、事業所間の連携強化に関する協議を実施しました。(地域の体制づくり)

そのほか、保健、医療、福祉その他の関係機関が、医療的ケア児の支援に関する情報共有や意見交換を行う「医療的ケア児支援の情報交換会」の設置や医療的ケア児コーディネーターの配置により、地域における医療的ケア児の支援体制を構築するとともに、精神障害者が地域生活を送る上で必要な場合に、本人または家族等が市内の精神障害者支援施設等に一時的に宿泊することができる「精神障害者等一時宿泊事業」を開始するなど、地域における支援体制の整備に取り組みました。



*1 **社会的障壁**……障害者を意識していない習慣や文化、施設・設備などの不備、利用しにくい制度等、障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるもの。

*2 **地域生活支援拠点**……障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つを柱としている。

(2) 第4次所沢市障害者支援計画の達成状況

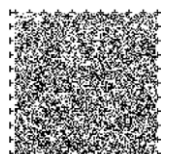
令和元年度までの第4次所沢市障害者支援計画の指標の達成度は次のようになりました。

各施策の目標値及び実績値

No.	施策体系	指標	項目	数値			
				H28(現状値)	目標値	H30	R1
1	差別解消と権利擁護の推進	所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例等の出前講座開催回数	数値	-	5回	15回	16回
			達成	-	-	○(+10)	○(+11)
		成年後見制度に係る相談件数	数値	348件	390件	541件	644件
			達成	-	-	○(+151)	○(+254)
2	社会参加の促進と協働の推進	所沢サン・アビリティーズを利用した障害者数	数値	14,422人	15,008人	11,037人	8,072人
		達成	-	-	X(Δ3,971)	X(Δ6,936)	
		障害者週間記念事業来場者数	数値	402人/日	550人/日	377人/日	332人/日
			達成	-	-	X(Δ173)	X(Δ218)
3	自立した生活の支援	福祉の総合相談窓口における相談件数	数値	695件	5,160件	8,403件	9,462件
		達成	-	-	○(+3,243)	○(+4,302)	
		所沢市子ども支援センター（発達支援）の利用者満足度	数値	83%	100%	96%	90%
			達成	-	-	X(Δ4)	X(Δ10)
		グループホームの市内整備見込量	数値	102人分	237人分	182人分	219人分
			達成	-	-	X(Δ55)	X(Δ18)
4	保健医療の充実	乳幼児健康診査受診率	数値	95%	99%	96%	94%
		達成	-	-	X(Δ3)	X(Δ5)	
		リハビリ相談（予約制）の相談者数	数値	41人	45人	31人	30人
			達成	-	-	X(Δ14)	X(Δ15)
		所沢市歯科診療所あおぞらの利用者満足度	数値	-	100%	100%	100%
			達成	-	-	○(±0)	○(±0)
5	育ちと学びの充実	保育園等の障害児保育への補助	数値	163件	175件	176件	180件
		達成	-	-	○(+1)	○(+5)	
		個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する学校の割合	数値	92%	100%	100%	100%
			達成	-	-	○(±0)	○(±0)
6	雇用・就労の促進	ところざわ就労支援センター登録者の就職者数	数値	449人	565人	567人	631人
			達成	-	-	○(+2)	○(+66)
7	情報アクセシビリティの向上	視覚障害者用広報利用者数	数値	70人	78人	58人	57人
		達成	-	-	X(Δ20)	X(Δ21)	
		所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所の利用件数	数値	2,264件	2,365件	1,686件	2,046件
			達成	-	-	X(Δ679)	X(Δ319)
8	安心・安全なまちづくり	駅ボランティア登録者数（延べ人数）	数値	2,087人	2,500人	2,349人	2,460人
		達成	-	-	X(Δ151)	X(Δ40)	
		災害時における福祉避難所施設利用に関する協定締結件数	数値	15件	18件	18件	18件
			達成	-	-	○(±0)	○(±0)

「差別解消と権利擁護の推進」「育ちと学びの充実」「雇用・就労の促進」に関する取組については、目標値を達成しています。他方、「自立した生活の支援」「保健医療の充実」「安心・安全なまちづくり」に関しては一部、「社会参加の促進と協働の推進」「情報アクセシビリティの向上」に未達成の指標があります。

第5次所沢市障害者支援計画においては、目標値を達成している分野についてはより一層の施策の推進を図り、未達成の分野については、その課題や原因等を整理し、施策の改善を図ります。



第2節 障害者の現況

1. 障害者数の状況

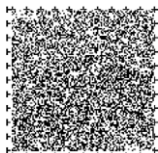
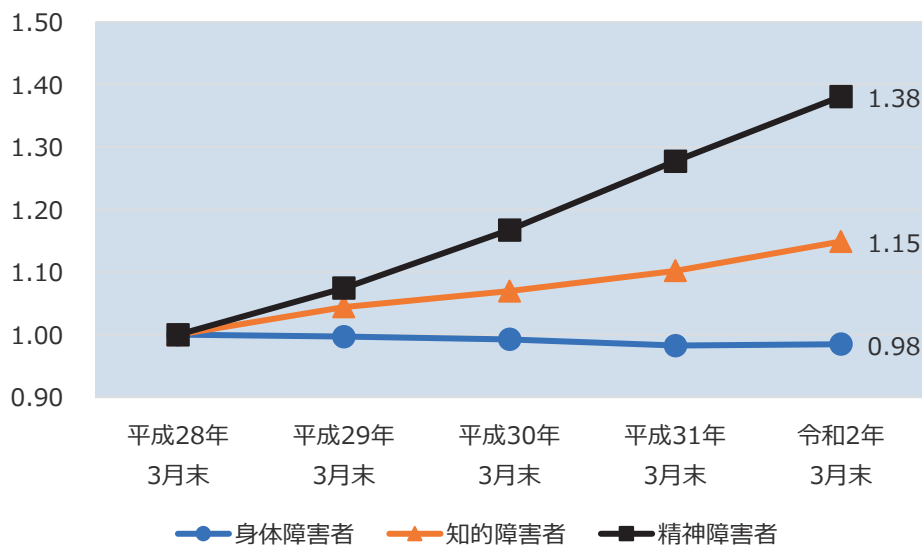
(1) 障害者数（障害者手帳所持者数）の推移

所沢市における障害者手帳の所持者数は、令和2年3月末現在で14,197人であり、所沢市の総人口の4.1%を占めています。障害種別では、身体障害者が8,548人、知的障害者が2,231人、精神障害者が3,418人となっています。平成28年3月末から令和2年3月末までの推移では、身体障害者数はほぼ横ばいですが、知的障害者数は約15%、精神障害者数は約40%増加しています。

単位：人、()内は市の総人口に占める割合。

	平成28年 3月末(A)	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末(B)	変化率 (B)/(A)
市の総人口	343,321	343,986	343,993	343,912	344,193	1.00
身体障害者	8,680 (2.5%)	8,653 (2.5%)	8,615 (2.5%)	8,528 (2.5%)	8,548 (2.5%)	0.98
知的障害者	1,942 (0.6%)	2,028 (0.6%)	2,077 (0.6%)	2,140 (0.6%)	2,231 (0.6%)	1.15
精神障害者	2,475 (0.7%)	2,659 (0.8%)	2,889 (0.8%)	3,162 (0.9%)	3,418 (1.0%)	1.38
障害者合計	13,097 (3.8%)	13,340 (3.9%)	13,581 (3.9%)	13,830 (4.0%)	14,197 (4.1%)	1.08

障害者手帳所持者数の推移
(平成28年3月末を1とした値)



(2) 身体障害者の状況

①障害部位別の状況

令和2年3月末現在、身体障害者数8,548人のうち、視覚障害は687人、聴覚・平衡障害は635人、音声・言語・そしゃく機能障害は125人、肢体不自由は4,213人、内部障害は2,888人となっています。

単位：人

障害部位・等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚		230	222	38	51	110	36	687
聴覚・平衡		32	196	88	128	6	185	635
内訳	聴覚	32	196	85	128	0	185	626
	平衡	0	0	3	0	6	0	9
音声・言語・そしゃく機能		16	12	59	38	0	0	125
肢体不自由		847	798	841	1,151	368	208	4,213
内訳	上肢	541	487	244	146	88	86	1,592
	下肢	158	152	512	999	219	121	2,161
	体幹	128	151	82	1	60	0	422
	脳原性 移動	4	0	1	1	1	0	7
	脳原性 上肢	16	8	2	4	0	1	31
内部障害		1,972	35	250	631	0	0	2,888
内訳	呼吸器	26	1	58	25	0	0	110
	ぼうこう・直腸	10	4	28	419	0	0	461
	小腸	0	0	1	6	0	0	7
	腎臓	754	1	4	1	0	0	760
	心臓	1,147	5	135	172	0	0	1,459
	免疫	15	23	23	5	0	0	66
	肝臓	20	1	1	3	0	0	25
計		3,097	1,263	1,276	1,999	484	429	8,548

※令和2年3月末現在

※身体障害者手帳所持者のうち、重複障害（上肢2級・下肢2級等）である場合は、主障害に人数を計上しています。



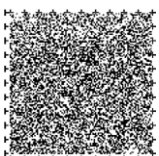
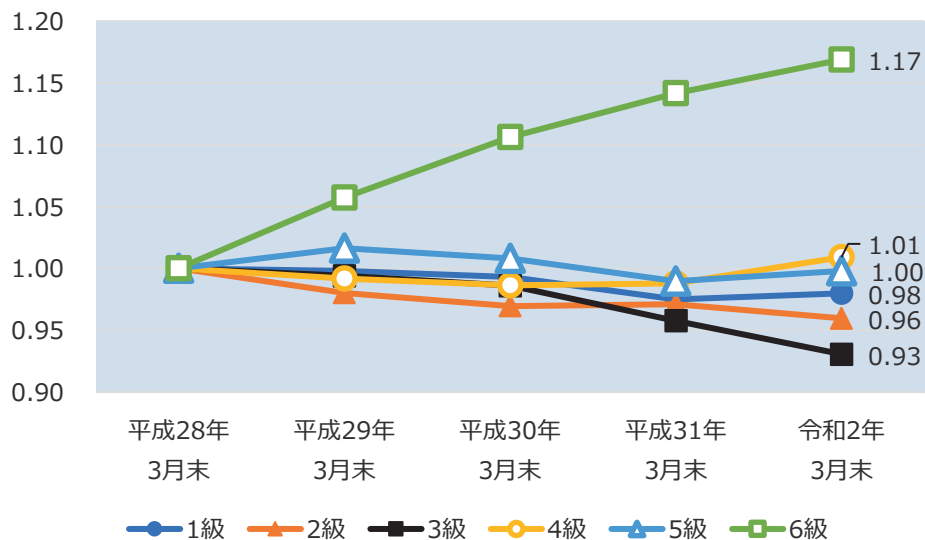
②等級別の状況

身体障害者数について等級別で見ると、令和2年3月末現在で1級が最も多く3,097人、次いで4級が1,999人となっています。ここ5年の推移では、1級・2級・3級は減少し、6級が大きく増加し、4級・5級は横ばいの傾向にあります。

単位：人

等級別	平成28年 3月末(A)	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末(B)	変化率 (B)/(A)
1級	3,160	3,154	3,138	3,081	3,097	0.98
2級	1,316	1,290	1,276	1,278	1,263	0.96
3級	1,371	1,363	1,352	1,313	1,276	0.93
4級	1,981	1,965	1,954	1,957	1,999	1.01
5級	485	493	489	480	484	1.00
6級	367	388	406	419	429	1.17
身体障害者計	8,680	8,653	8,615	8,528	8,548	0.98

身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移
（平成28年3月末を1とした値）



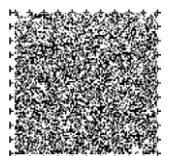
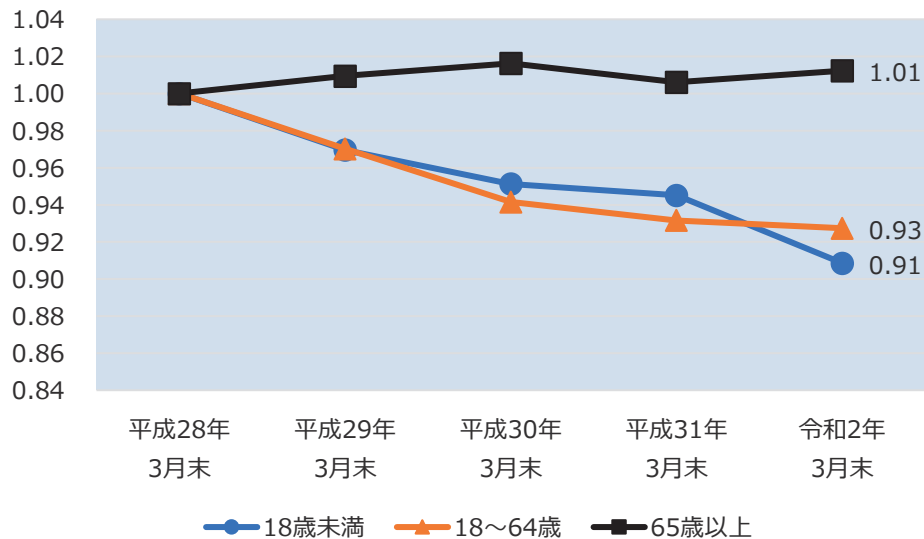
③年齢別の状況

身体障害者数について年齢別で見ると、令和2年3月末現在では65歳以上が最も多く5,973人、18～64歳が2,426人、18歳未満が149人となっています。ここ5年の推移では、18歳未満と18～64歳は減少し、65歳以上が増加傾向にあります。

単位：人

年齢別	平成28年 3月末(A)	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末(B)	変化率 (B)/(A)
18歳未満	164	159	156	155	149	0.91
18～64歳	2,616	2,538	2,463	2,437	2,426	0.93
65歳以上	5,900	5,956	5,996	5,936	5,973	1.01
身体障害者計	8,680	8,653	8,615	8,528	8,548	0.98

身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移
（平成28年3月末を1とした値）



(3) 知的障害者の状況

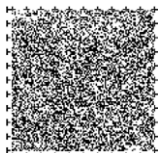
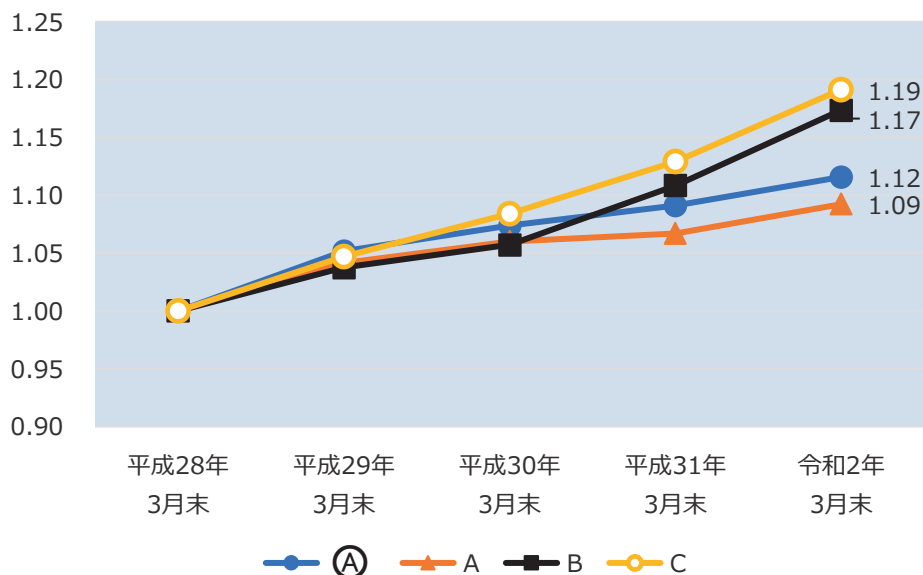
①等級別の状況

知的障害者数について等級別で見ると、令和2年3月末現在ではCが最も多く710人、次いでBが595人、Aが473人、㉠が453人と、障害の程度の軽い人ほど多くなっています。ここ5年の推移では、どの等級も増加していますが、特にBやCの伸びが顕著です。

単位：人

等級別	平成28年 3月末(A)	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末(B)	変化率 (B)/(A)
㉠	406	427	436	443	453	1.12
A	433	451	459	462	473	1.09
B	507	526	536	562	595	1.17
C	596	624	646	673	710	1.19
知的障害者計	1,942	2,028	2,077	2,140	2,231	1.15

療育手帳所持者数（等級別）の推移
（平成28年3月末を1とした値）



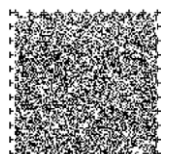
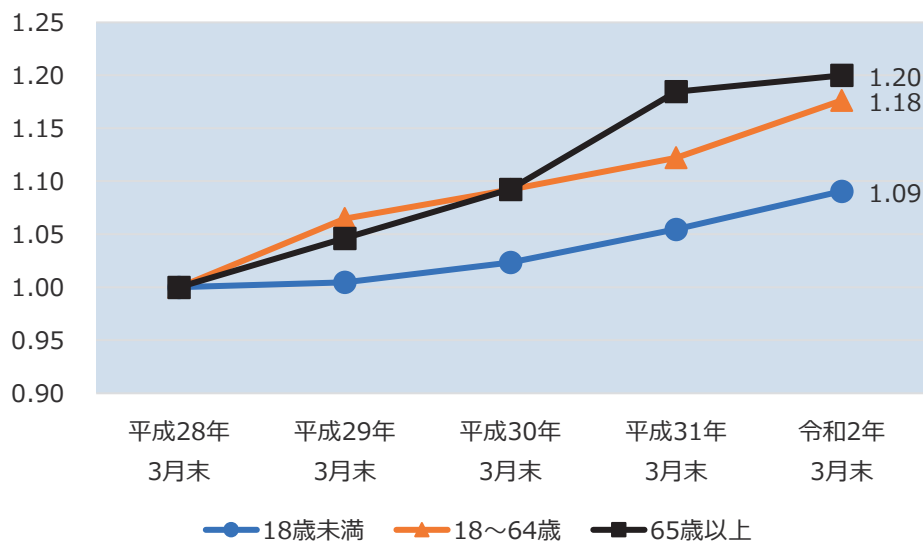
②年齢別の状況

知的障害者数について年齢別で見ると、令和2年3月末現在では18～64歳が最も多く1,454人、次いで18歳未満が699人、65歳以上が78人となっています。ここ5年の推移では、65歳以上と18～64歳の増加が著しく、18歳未満も増加傾向にあります。

単位：人

年齢別	平成28年 3月末(A)	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末(B)	変化率 (B)/(A)
18歳未満	641	644	656	676	699	1.09
18～64歳	1,236	1,316	1,350	1,387	1,454	1.18
65歳以上	65	68	71	77	78	1.20
知的障害者計	1,942	2,028	2,077	2,140	2,231	1.15

療育手帳所持者数（年齢別）の推移
（平成28年3月末を1とした値）



(4) 精神障害者の状況

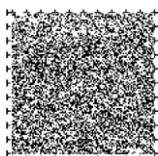
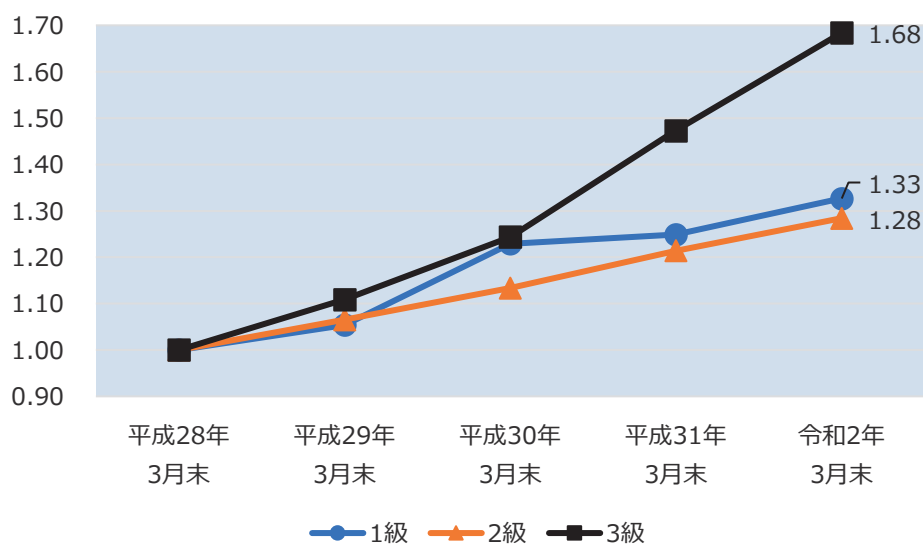
① 等級別の状況

精神障害者数について等級別で見ると、令和2年3月末現在では2級が最も多く2,171人、次いで3級が975人、1級が272人となっています。ここ5年の推移では、どの等級も大きく増加していますが、特に3級の伸びが顕著です。

単位：人

等級別	平成28年 3月末(A)	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末(B)	変化率 (B)/(A)
1級	205	216	252	256	272	1.33
2級	1,691	1,801	1,917	2,053	2,171	1.28
3級	579	642	720	853	975	1.68
精神障害者計	2,475	2,659	2,889	3,162	3,418	1.38

精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移
(平成28年3月末を1とした値)



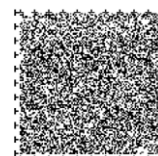
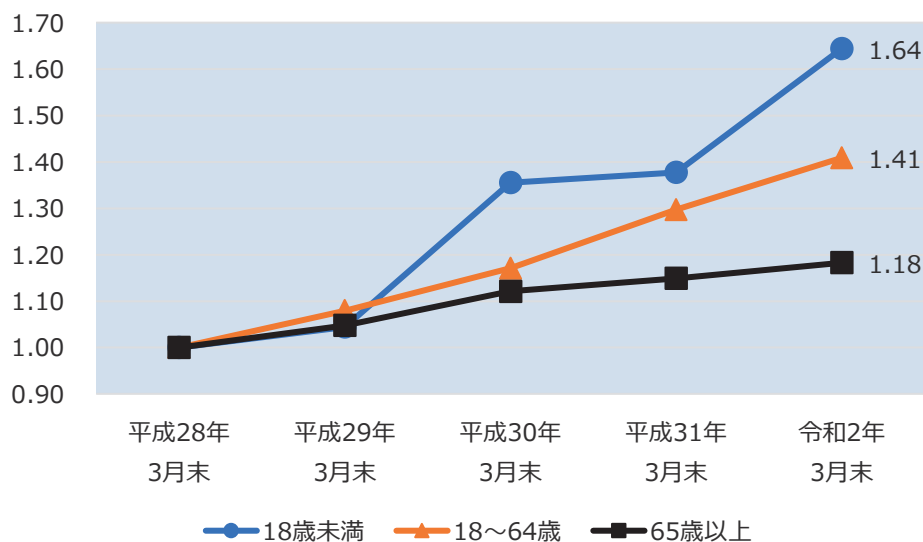
②年齢別の状況

精神障害者数について年齢別で見ると、令和2年3月末現在では18～64歳が最も多く2,924人、次いで65歳以上が420人、18歳未満が74人となっています。ここ5年の推移では、18歳未満と18～64歳の増加が著しく、65歳以上も大きく増加しています。

単位：人

年齢別	平成28年 3月末(A)	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末(B)	変化率 (B)/(A)
18歳未満	45	47	61	62	74	1.64
18～64歳	2,075	2,240	2,430	2,692	2,924	1.41
65歳以上	355	372	398	408	420	1.18
精神障害者計	2,475	2,659	2,889	3,162	3,418	1.38

精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移
（平成28年3月末を1とした値）



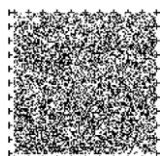
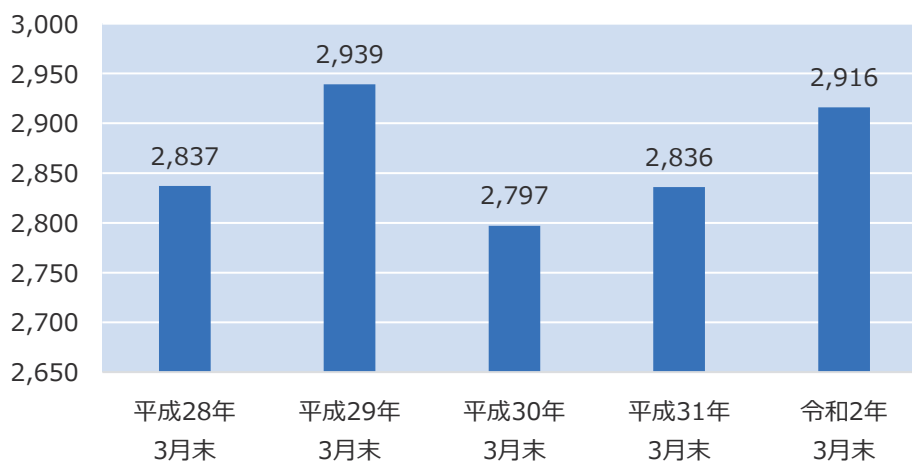
(5) 難病患者の状況

所沢市内の指定難病*1、特定疾患*2、指定疾患*3、小児慢性特定疾病*4の医療受給者証所持者数は、令和2年3月末現在で2,916人となっており、平成28年3月末の2,837人から79人の増加となっていますが、年度によって、医療給付受給者の件数はばらつきがあり、傾向としてはほぼ横ばいにあるものと考えられます。

単位：人

医療給付別	平成28年 3月末(A)	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末(B)	変化率 (B)/(A)
指定難病	2,511	2,616	2,462	2,487	2,571	1.02
特定疾患	4	5	4	11	12	3.00
指定疾患	8	8	10	9	9	1.13
小児慢性特定疾病	314	310	321	329	324	1.03
難病患者計	2,837	2,939	2,797	2,836	2,916	1.03

難病患者計



- *1 指定難病……診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発などに困難をきたすおそれのある疾病。
- *2 特定疾患……スモン病等、国が指定した4疾患。(本統計値では埼玉県が単独で指定する4疾患を含む。)
- *3 指定疾患……先天性血液凝固因子欠乏症等、国が指定した11疾患。
- *4 小児慢性特定疾病……治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなる疾患で研究事業の対象とされているもの。

2. 就労等の状況

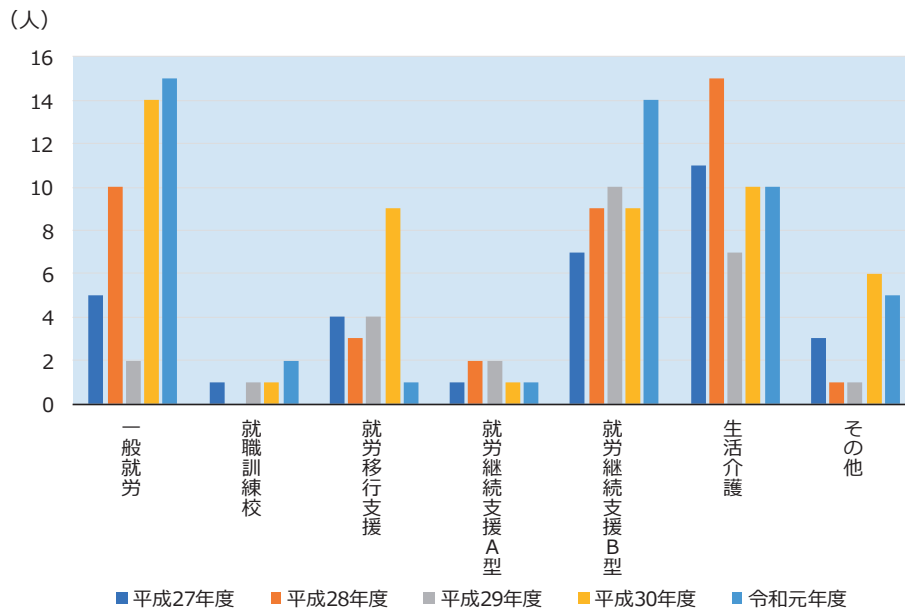
(1) 特別支援学校（高等部）卒業後の進路状況

所沢おおぞら特別支援学校、入間わかかさ高等特別支援学校、和光特別支援学校、日高特別支援学校の令和元年度卒業生のうち所沢市民は48人となっており、卒業後には一般企業への就職のほか、就労継続支援B型、生活介護等の通所施設を利用する割合が高くなっています。

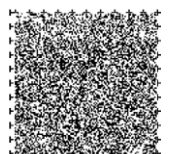
単位：人、%

進路	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度中における割合
一般(企業)就労	5	10	2	14	15	31%
就職訓練校	1	0	1	1	2	4%
就労移行支援	4	3	4	9	1	2%
就労継続支援A型	1	2	2	1	1	2%
就労継続支援B型	7	9	10	9	14	29%
生活介護	11	15	7	10	10	21%
その他	3	1	1	6	5	11%
合計	32	40	27	50	48	100%

特別支援学校卒業後の進路状況



※各項目の数値(棒グラフ)は左から順に、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度、令和元年度です。



(2) ところざわ就労支援センターの状況

ところざわ就労支援センターでは、就労を希望する障害者を対象に、一般就労に向けた支援（就労に関する相談、職場定着のための支援等）を行っています。令和元年度時点で就職者の合計は 631 人、年度末の登録者数に対する就職率は 62%となっています。

(総合)

単位：人、%、件

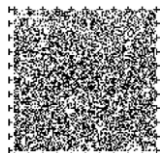
区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録・就労	年度末時点登録者 (A)	719	774	878	951	1,020
	年度中就職者 (B)	85	83	129	121	167
	就職者合計 (C)	424	449	512	567	631
	就職率 (C) / (A)	59%	58%	58%	60%	62%
支援・実績	就職に向けた相談・支援	4,010	4,095	4,074	3,375	3,384
	職場定着に向けた相談・支援	2,612	2,808	2,714	2,800	5,016
	その他、日常生活・社会生活等に関する相談・支援	500	507	544	612	639

(登録・就労の内訳)

単位：人、%

区分	障害種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末時点登録者 (A)	身体	73	77	87	95	104
	知的	367	391	412	436	448
	精神	219	226	296	328	349
	その他	60	80	83	92	119
年度中就職者 (B)	身体	14	3	11	15	13
	知的	38	20	47	38	50
	精神	26	35	57	53	74
	その他	7	25	14	15	30
就職者合計 (C)	身体	39	37	38	48	55
	知的	243	245	269	281	300
	精神	106	114	151	177	194
	その他	36	53	54	61	82
就職率 (C) / (A)	身体	53.4%	48.1%	43.7%	50.5%	52.9%
	知的	66.2%	62.7%	65.3%	64.4%	67.0%
	精神	48.4%	50.4%	51.0%	54.0%	55.6%
	その他	60.0%	66.3%	65.1%	66.3%	68.9%

※「その他」は、障害者手帳を所持していない難病、発達障害、精神障害等の障害者です。



(3) ハローワーク所沢（所沢公共職業安定所）の状況

ハローワーク所沢では、本市のほか、狭山市、入間市、三芳町を管轄として求人・求職申込者に対し、相談や紹介等の業務を行っています。令和元年度における障害者の就職件数は、管轄地域全体で451件となっています。

(総合)

単位：人、件

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規求職申込件数	912	968	1,020	1,126	1,059
有効求職者数	794	1,132	1,069	1,179	1,025
紹介件数	2,301	1,997	2,660	2,588	2,074
就職件数	345	350	364	446	451

(新規求職申込件数内訳)

単位：件

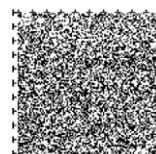
障害種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体	340	318	315	281	275
知的	144	133	131	183	164
精神	347	414	474	518	476
その他	81	103	100	144	144

(有効求職者数内訳)

単位：人

障害種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体	300	414	379	317	311
知的	128	182	162	231	112
精神	271	413	381	440	404
その他	95	123	147	191	198

※「その他」は、障害者手帳を所持していない難病、発達障害、精神障害等の障害者です。



3. アンケートの概要

(1) 調査の目的

第5次所沢市障害者支援計画の策定の基礎資料として、障害への理解や、障害者の日常生活の状況及び障害福祉サービス等の利用状況等を把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の内容と回収結果

①調査対象

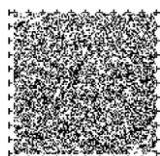
調査区分	対象
18歳以上の障害者	障害者手帳、指定難病医療受給者証等の所持者、自立支援医療受給者のうち、年齢・障害種別ごとに抽出した障害者、障害児、医療的ケアを受けている障害児
18歳未満の障害児	
在宅医療的ケア児	
市民	無作為抽出した18歳以上の所沢市民
事業所	障害福祉サービス等を提供している事業所

②調査方法・調査期間

調査方法	郵送配布・郵送回収
実施期間	令和2年7月15日～令和2年7月31日

③回収結果

調査区分	調査対象者数(A)	有効回答者数(B)	有効回答率(B/A)
18歳以上の障害者	1,690票	1,014票	60.0%
18歳未満の障害児	687票	417票	60.7%
在宅医療的ケア児	23票	19票	82.6%
市民	400票	226票	56.5%
事業所	200票	128票	64.0%
合計	3,000票	1,804票	60.1%



(3) 主なアンケート項目

① 障害者・障害児を対象としたアンケート

- 差別解消・権利擁護について
- 社会参加について
- 自立生活の支援について（福祉サービスについても含む。）
- 保健・医療について
- 教育・保育について
- 雇用・就労について
- 情報の利用について
- 安全・安心なまちづくりについて
- 所沢市の障害者施策について 等

②在宅医療的ケア児を対象としたアンケート

- 本人の障害の状態について
- 必要な医療的ケアについて
- 本人の生活状況について
- 家族の生活状況について
- 災害時の対応について 等

③市民を対象としたアンケート

- 障害者との交流や援助の経験について
- 障害に関する法律や制度の認知度について
- 災害時の援助について
- 障害者に対する市民の理解度について
- 障害者が社会参加するために特に大切なことについて 等

④事業所を対象としたアンケート

- サービス提供の状況について
- 事業所運営で苦慮している点について
- 所沢市の障害者支援の長所、短所について
- 利用者の親亡き後の支援について
- 所沢市に不足している社会資源について 等



第3節 計画の基本理念

1. 基本理念

第4次所沢市障害者支援計画では、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会である「共生社会」の実現を目指し、「ふれあい 寄り添い 支え合い 共に生きるまち ところざわ」を基本理念に掲げました。

この基本理念に基づき、平成30年7月には「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行するなど、障害者施策の推進を図ってきました。

本計画においても、障害者施策を継続して推進していくために、第4次所沢市障害者支援計画の「基本理念」を継承しつつ、平成30年度から令和2年度までの取組や社会情勢の変化を踏まえ、「共生社会」の実現を目指します。

ふれあい 寄り添い 支え合い 共に生きるまち ところざわ

2. 基本的な考え方

基本理念を実現するために、次の3つの観点から計画を推進します。

- 障害者の自立と社会参加の促進

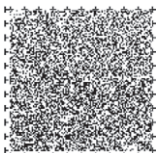
障害者が自らの意思に基づき、社会に参加し、自己実現を図ることができるよう、各分野における取組を通じて、障害者の自立と社会参加を促進します。

- 障害特性に応じたきめ細かな支援

障害者が希望する地域生活を実現するため、他分野多機関と連携した相談支援を提供し、障害特性に応じたきめ細かな支援を推進します。

- 地域共生社会の実現に向けた環境整備

障害の有無にかかわらず、地域の中で共に助け合えるよう、市民同士の協働が自然に生まれるまちづくりを推進します。

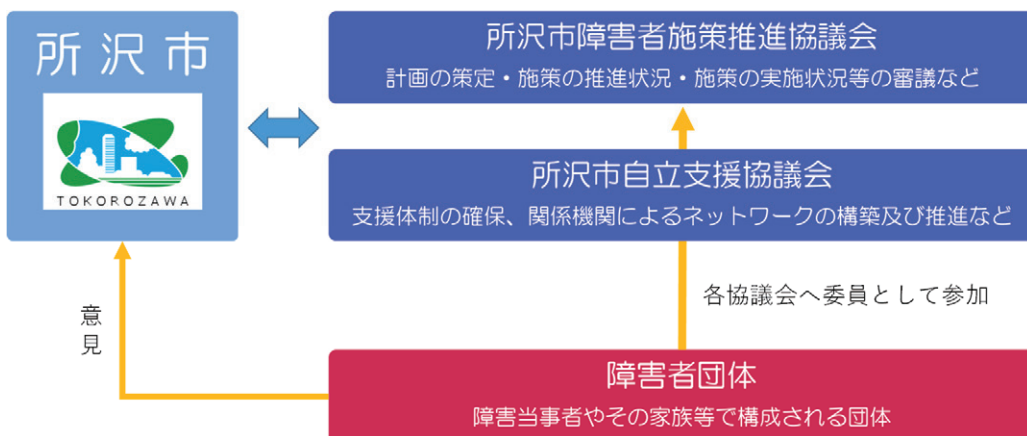


1. 関係機関等との連携

障害者が地域で共に生活し活動できる社会を実現するためには、行政による対応だけでなく、ユニバーサルデザイン^{*1} やソーシャルインクルージョン^{*2} の理念に基づいた地域社会の構築に加え、組織や団体、市民の参加と行動が不可欠です。また、障害福祉サービス等の実施にあたっては、市の関係部署が連携して対応することはもちろんのこと、国や県の関係機関、サービス提供事業者などと適切に役割分担し、連携を強化して地域全体での取組を進めます。

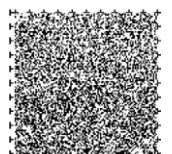
2. 障害者等の参画

この計画は、障害に起因する社会的障壁の除去を通じて共生社会の実現を推進することを目的としているため、障害者を取りまく社会の変化と障害者のニーズの的確な把握に努めながら、施策の推進を図ることも必要です。このため、市民・障害者団体の代表・関係機関の代表等から構成される所沢市障害者施策推進協議会の機能を十分に発揮させるとともに、障害者や障害者団体及び所沢市自立支援協議会と、計画の推進について積極的に意見交換を行います。



*1 ユニバーサルデザイン……『基本的人権の尊重』を基本理念として、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、全ての人が心豊かに暮らせるような社会を創っていかうとする考え方。

*2 ソーシャルインクルージョン……障害者等を社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。



3. 計画の達成状況の点検及び評価

市民・事業者・市の協働による計画の着実な推進のために、「PDCA サイクル」に基づき、継続的な改善を図ります。

(1) 施策・事業の策定 (Plan)

計画に基づく施策の実施に当たり、新たな事業立案や取組手法等を策定します。

(2) 施策・事業への取組 (Do)

障害者施策は、各分野の担当課が中心となり、その推進と継続的な改善に努めます。

(3) 計画の進行状況の点検・評価 (Check)

障害者支援計画に掲げる目標や施策の進捗状況の点検については、所沢市障害者施策推進協議会と所沢市自立支援協議会で行い、その意見を踏まえて計画の進行状況の評価を行うとともに推進方策等について検討します。

(4) 取組の見直し (Act)

計画に沿った施策等の実施状況の点検結果を踏まえて、取組の見直しを行います。なお、必要に応じて計画の見直しを行います。

